

雄物川を味わう 茨島出張所ニュース

●ご意見・お問い合わせ先●

国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所
茨島出張所

〒010-0065 秋田市茨島5丁目6-28
電話 018-862-4362

<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/barajima/hyousi.html>



茨島出張所では、雄物川下流(河口～秋田市境)・旧雄物川(雄物川分岐点から0.3km)の管理をしています



土崎中学校の1年生の生徒さんが 茨島出張所に来所しました

10月20日に秋田市立土崎中学校の1年生6名が職場見学のために来所しました。金子所長と小川第一係長が生徒さんへ雄物川の管理について説明をし、その後、川についての質問をたくさんしてくれました。



新屋水門 見学

新屋水門のゲートを操作し、ゲートが実際に動く様子を見学しました。その後、バックテスト(水質調査)を行い、旧雄物川の水質を調査しました。



水門の中をのぞいてみました

水質はどうなのかな？

不法投棄は**絶対**にダメ！！

ボランティアの方々のご協力があり、雄物川はきれいに保たれているように見えますが、不法投棄が後を絶ちません。捨てられているほとんどがペットボトルや弁当ゴミなどの家庭ゴミです。しかし最近では悪質なゴミもあり、オムツをそのまま捨てているケースが続いています。



不法投棄は**違法**です！

下記の法律に基づき罰則が課せられます。

○河川法(河川法施行令第16条の4)

何人も、みだらに次の行為をしてはならない。

河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。

罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万以下の罰金

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)

何人も、みだらに廃棄物を捨ててはならない。

罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万以下の罰金、またはこの両方



警察に通報後に**身元**が判明しています。

茨島出張所では、警察署と連携し、不法投棄があった場合に通報、そして調査を依頼します。今年度も通報した4件中、4件とも身元が判明し、警察・河川管理者より嚴重注意を受けています。



～ルールを守り、美しい雄物川にしましょう～